

光地区消防組合公告第9号

光地区消防組合消防職員採用試験を次のとおり実施します。

平成29年8月8日

光地区消防組合

管理者 市川 熙

1 試験区分、職種及び採用予定人員

- |            |       |
|------------|-------|
| (1) 試験区分   | 上級、初級 |
| (2) 職種     | 消防吏員  |
| (3) 採用予定人員 | 2名程度  |

2 受験資格

(1) 年齢、資格等

ア 上級

平成5年4月2日から平成8年4月1日までに生まれ、学校教育法に規定する大学(管理者がこれと同等と認めるものを含む。)を卒業又は平成30年3月卒業見込みの者

イ 初級

平成7年4月2日から平成12年4月1日までに生まれ、学校教育法に規定する高等学校卒業程度の学力を有する者(学校教育法に規定する短期大学等を含み、同法に規定する大学(管理者がこれと同等と認めるものを含む。)を卒業した者を除く。)

(2) 居住地

採用後において光地区消防組合の管轄区域(光市、田布施町又は周南市(平成15年4月20日における熊毛町の区域に限る。))に居住できる者

(3) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 成年被後見人又は被保佐人
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 光地区消防組合において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### (4) 身体基準

- 身長 おおむね160cm以上（女性：おおむね145cm以上）
- 体重 おおむね50kg以上（女性：おおむね45kg以上）  
(身長に比し適当であること。)
- 胸囲 身長のおおむね2分の1以上
- 視力 矯正視力を含み両眼で0.7以上かつ一眼でそれぞれ0.3以上
- 弁色力 職務の遂行に支障がないこと。
- 聴力 左右とも正常であること。
- その他 体質が健全で四肢関節に障害等の異常が無く、諸機能が正常であること。

### 3 職務内容

火災出動、救急出場、その他災害出動及び火災予防等の消防業務に従事します。

### 4 受験手続

受験申込書（372円分の切手及び写真2葉貼付）に次の書類を添えて申

し込んでください。

(1) 卒業証明書（又は卒業証書の写し）又は卒業見込証明書

(2) 成績証明書

※学校の文書保存期間等の関係で発行できない場合は、当該学校がその旨を証明した文章をもって成績証明書に代えることができます。

(3) 自己紹介書（所定の様式）

## 5 受験申込書請求先及び受験申込先

〒743-0011 山口県光市光井六丁目16番1号

光地区消防組合消防本部 総務課 庶務係

受験申込書を郵送で請求される場合は、140円切手を貼付した返信用封筒（A4判が入る大きさ）を同封してください。

## 6 受験申込書受付期間

平成29年9月1日（金）から平成29年10月3日（火）までの午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。なお、郵送の場合は、受付期間内に必着するようにしてください。

## 7 試験日時及び場所

(1) 第一次試験

日 時 平成29年10月15日（日）

受 付 午前8時30分から

試 験 午前9時00分から

場 所 光市光井六丁目16番1号

光地区消防組合消防本部

(2) 第二次試験（第一次試験合格通知の際にお知らせします。）

10月下旬の予定

合格通知と併せて所定の健康診断書を送付しますので、受験者が医療機関で健康診断を受診し、第二次試験当日に持参してください。健康診断に必要な経費は、受験者の負担になります。

## 8 試験内容

### (1) 第一次試験

ア 一般教養試験（社会、人文、自然に関する一般知識及び文章理解、判断推理、資料解釈に関する一般知能）

イ 適性試験（消防適性検査）

ウ 体力試験

（ア）握力

（イ）持久走（男性：1500<sup>㉔</sup>、女性：1000<sup>㉔</sup>）

（雨天時はシャトルランに変更する場合があります。）

### (2) 第二次試験

一次試験の合格者については、次のとおり行います。

ア 作文試験（思考力、表現力、構成力、説得力等について評定します。）

イ 面接試験（個別面接等により試験を行います。）

## 9 試験結果の発表

合格者の受験番号を公告するとともに、受験者全員にその結果を通知します。

## 10 採用の時期及び待遇等

(1) 合格者は、平成30年4月1日以降の採用となります。

(2) 給与及び勤務時間は、「光地区消防組合職員の給与に関する条例」及び「光地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例」の定めによります。

なお、給料は、各人の経歴によって異なりますが、新卒者の初任給は次のとおりです。

(平成29年4月1日現在)

| 区 分   | 上級（新卒者）  | 初級（新卒者）  |
|-------|----------|----------|
| 初 任 給 | 184,800円 | 150,500円 |

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外・休日勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

- (3) 勤務場所は、光市光井六丁目16番1号の中央消防署、田布施町宿井1091番1の東消防署又は周南市大字呼坂字定光9番地の2の北消防署に勤務となりますが、採用後約8ヶ月間（平成30年4月～同年11月中旬頃まで）は山口県消防学校において、教育研修を受けることとなります。